

## 平成24年度PRTTR環境モニタリング調査結果について

### 1 調査目的

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく届出があった事業所周辺における第一種指定化学物質の環境実態（大気）を把握する。

### 2 調査地域

東埼玉テクノポリス（吉川市・松伏町）及び熊谷工業団地（熊谷市・深谷市）

### 3 調査期間

	東埼玉テクノポリス	熊谷工業団地
第1回	平成24年5月21日（月）～24日（木）	平成24年5月14日（月）～17日（木）
第2回	平成24年8月20日（月）～23日（木）	平成24年8月6日（月）～9日（木）
第3回	平成24年11月12日（月）～15日（木）	平成24年11月5日（月）～8日（木）
第4回	平成25年2月4日（月）～7日（木）	平成25年1月28日（月）～31日（木）

### 4 調査内容

#### (1) 調査地点

工業団地を取り囲む8方位（計8地点）を調査地点に設定し、工業団地内の事業所排ガスの影響を直接受けないと考えられる地点を対照地点とした。

#### (2) 調査項目

##### ア 東埼玉テクノポリス

トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ジクロロメタン、1,2,4-トリメチルベンゼン、ベンゼン、1,3-ブタジエン、四塩化炭素

##### イ 熊谷工業団地

トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、1,3-ブタジエン、四塩化炭素

#### (3) 採取方法

有害大気汚染物質測定方法マニュアル（環境省水・大気環境局大気環境課）」に準拠し、キャニスターを用いた72時間（3日間）連続採取法とした。

### 5 分析機関

埼玉県環境科学国際センター



<キャニスターの設置例>

6 調査結果（全4回調査の平均値）

ア 東埼玉テクノポリス

単位：(μg/m<sup>3</sup>)

	東埼玉テクノポリス									環境基準
	北	北東	東	南東	南	南西	西	北西	対照	
	吉川市 上内川	吉川市 上内川	吉川市 上内川	吉川市 上内川	吉川市 上内川	吉川市 拾耆軒	松伏町 田島	松伏町 田島	松伏町 松伏	
トルエン	18 (13)	19	16 (10)	19	36 (20)	22	32 (39)	26	18 (14)	—
キシレン	2.6 (2.6)	2.6	2.4 (2.2)	2.5	3.5 (2.4)	2.6	3.9 (4.1)	2.4	2.2 (2.4)	—
エチルベンゼン	2.7 (2.1)	2.7	2.4 (1.6)	2.7	4.0 (1.9)	2.7	4.5 (4.0)	2.5	2.2 (1.8)	—
1,2,4-トリメチルベンゼン	0.76	0.75	0.68	0.68	0.85	0.72	1.6	0.70	0.65	
ジクロロメタン	4.9 (4.6)	9.6	4.3 (2.4)	5.2	8.4 (6.0)	3.0	7.9 (11)	6.6	2.5 (2.0)	150以下
ベンゼン	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.0	1.0	1.0	3以下
1, 3-ブタジエン	0.15 (0.10)	0.13	0.12 (0.088)	0.11	0.12 (0.086)	0.14	0.13 (0.090)	0.13	0.15 (0.10)	—
四塩化炭素	0.51 (0.56)	0.51	0.49 (0.56)	0.51	0.51 (0.57)	0.51	0.50 (0.57)	0.52	0.52 (0.57)	—

( ) 内は平成20年度調査結果

イ 熊谷工業団地

単位：(μg/m<sup>3</sup>)

	熊谷工業団地									環境基準
	北	北東	東	南東	南	南西	西	北西	対照	
	深谷市 上柴町東	熊谷市 拾六間	熊谷市 三ヶ尻	熊谷市 三ヶ尻	深谷市 瀬山	深谷市 長在家	深谷市 折之口	深谷市 上野台	深谷市 宿根	
トルエン	10	11	11	11	7.9	7.7	8.2	8.8	9.1	—
キシレン	1.4	1.4	1.8	2.0	1.3	1.1	1.2	1.3	1.2	—
エチルベンゼン	1.3	1.3	1.9	2.1	1.4	1.1	1.2	1.2	1.2	—
ジクロロメタン	3.3	2.3	2.1	2.3	2.1	2.9	2.5	2.2	2.0	150以下
トリクロロエチレン	0.48	0.51	0.62	0.80	0.71	0.44	0.52	0.49	0.46	200以下
ベンゼン	1.0	0.95	1.0	1.0	0.92	0.94	0.94	0.91	0.88	3以下
1, 3-ブタジエン	0.077	0.075	0.089	0.074	0.061	0.073	0.073	0.068	0.065	—
四塩化炭素	0.54	0.53	0.53	0.53	0.54	0.53	0.53	0.53	0.53	—

《環境基準》

「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めたものです。「—」の項目については基準が定められていません。

<問い合わせ先>

環境部大気環境課化学物質担当

電話:048-830-2986

mail:a3050-08@pref.saitama.lg.jp